

裁 決 書



審査請求人

処 分 庁 那 覇 市 福 祉 事 務 所 長

審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。)が令和2年3月11日付で提起した処分庁 那覇市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護停止決定処分 (令和2年2月17日付け那福事保第311047号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 請求人は、心臓機能障害により1級の身体障害者手帳を所持しているが、以前から運転代行業への就業収入があることを処分庁に秘匿したまま生活保護費を受給していた。
- 2 平成28年12月、処分庁は、請求人が借用した自動車を繰り返し運転したことから、「生活保護受給中は、処分庁が認めた以外の自動車の借用、保有及び運転を行わないこと」を指示事項とする、文書による指導指示 (以下「文書指導指示」という。)を行った。
- 3 処分庁は、請求人が当該文書指導指示に繰り返し違反して自動車を運転したとして、本件処分の以前に以下のとおり生活保護費の一部を減額変更する処分 (以下これらの処分を「以前の減額処分」という。)を行っていた。
 - (1) 平成29年10月1日から2か月間「生活費Ⅰ類」相当額の減額 (以下「第1処分」という。)
 - (2) 令和元年8月1日から2か月間「生活費Ⅰ類」及び「障害加算」相当額の減額 (以下「第2処分」という。)
 - (3) 令和元年10月1日から1か月間「生活費Ⅰ類」、「同Ⅱ類」及び「障害加算」相当額の減額 (以下「第3処分」という。)
- 4 処分庁は、令和2年1月に請求人の自動車運転を複数回現認したことから、同年2月17日付で、同年3月1日から期限を定めずに生活保護費全額107,461円の支給を停止する本件処分を行った。
- 5 請求人は、同年3月11日、本件処分により生活が急迫しているとして、本件

処分の取消しを求める本審査請求を沖縄県知事に対し行った。

- 6 処分庁は、停止期間中の自動車の運転が認められなかったとして同年4月1日付けで保護の停止を解除し保護費の支給を再開した。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

本件処分は、処分庁が平成28年12月7日に請求人に対して行った文書指導指示に反したことを理由としていること、また、保護停止という本件処分の程度の決定に、以前の減額処分が密接に関係していることから、処分庁が本件処分以前に行ったこれら一連の行政行為の妥当性についても検討する。

本件の争点は、不利益処分の理由となった文書指導指示が妥当なものであったか、当該文書指導指示に反したことが保護停止に至るまでの事由となり得るものか、及び保護停止により請求人の生活が急迫することはないとした処分庁の判断が妥当であったかどうかである。

- 1 本件に係る法令等の規定について
審理員意見書の第3の1に記載のとおり。ただし、同1の(1)の力の次に、次のキ及びクを追加する。

キ 運営手引「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「運営手引」という。)のIIの1の(1)では、口頭による指導について、アで「生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、援助方針、ケース記録、挙証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。」、イで「その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、具体的に指導指示を行い、それに対する本人の意見、対応状況等をケース記録に詳細に整理、記録する。」、ウで「指導指示は、長期に漫然と行わず、具体的に指導指示の内容、期間等を明示して行う。」、エで「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とする。」と示されている。

ク 運営手引のIIの1の(2)では、文書による指導について、「一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。」と示

されている。

また、同1の(2)の力の大阪地方裁判所平成25年4月19日判決の引用箇所について、「自動車の保有が容認された場合には」の前に「通院等の保有目的が認められることを前提として生活保護の開始と共に」を追加する。なお、当該判決は一般的に日常生活のための自動車保有を認めているものとまでは解されないことから、審査庁としては引用箇所の判断が示された事実があることの確認にとどめることにする。

2 認定した事実について

(1) 自動車の運転を禁止した指導指示について

ア 請求人は、「大動脈弁狭窄症による心臓機能障害（弁置換）」により有効期限のない1級の身体障害者手帳を所持しており、処分庁もこれを確認していた（質問結果記録書添付資料、回答書添付資料2-2及び2-8）。

イ 処分庁は、請求人の保護開始当初から、「生活保護のしおり」の「自動車・バイクの保有・運転は原則として認められません。※保有・運転にはリースやレンタカーも含まれます。」との記載により生活保護受給中の運転禁止について説明を行っていた（回答書添付資料1）。

ウ 平成28年9月21日に処分庁は請求人が自動車運転と運転代行業に就労しているとの外部通報を受けて調査を開始し、同年10月28日に、請求人が運転代行事業者の所有する自動車を運転したことを現認したことから、同年11月15日に、請求人に対し運転を禁止する口頭指導を行った。請求人は、「心臓が悪く、病院から呼び出しがあったときや、自身の体調が悪いときには運転している」と説明した。（回答書別紙、回答書添付資料2-2及び2-3）。

エ 同日、処分庁は請求人が、当該口頭指導を受けて処分庁から帰宅する際に、同車両を運転したのを現認したことから、同年12月6日に診断会議において文書指導指示を決定、翌7日に指導指示書を手交した（回答書別紙I、回答書添付資料2-3及び2-5）。

オ 指導指示書の本文には、次の記載がなされている（弁明書添付資料1-13）。

生活保護受給中は、自動車の保有及び運転は原則認めておらず、また、他人名義の自動車も同様に運転は認められておりません。

あなたに対しては平成28年11月7日に、あなたが自動車の運転を行っている現場を当福祉事務所職員が確認し、再度自動車運転の事実を発覚した場合には文書での指導を検討する旨、口頭指導を行いました。

しかし、あなたが平成28年11月15日に自動車の運転を行っていたところを当福祉事務所職員にて確認し、あなたもその事実を認めています。

よって、生活保護法第27条第1項の規定に基づき下記のとおり指示します。

なお、正当な理由なくこれに従わないときは、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止を検討します。

記

1 指示事項

- ・当福祉事務所が認めた以外に自動車の借用、保有および運転を行わないこと

2 履行期限又は期間

・生活保護受給中

カ 処分庁は、運転を認める基準をあらかじめ定めず、請求人からの事前の連絡により「特段の緊急かつ妥当な理由」に該当するかその都度判断することとしていた（回答書質問1-4）。

キ 処分庁は前記エの診断会議において、請求人の自動車の保有可否について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第3の問12（障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車保有）及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問3-16（公共交通機関の利用が著しく困難な地域）の例に該当しないとして保有を認められないと判断した（回答書添付資料2-8）。

ク 借用した自動車の運転についても禁止している根拠について、処分庁は、問答集の問3-20（他人名義の自動車利用）の「自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められない」との記載をその根拠としている（回答書質問1-1）。

ケ 請求人は、文書指導指示を受ける以前から、継続して運転代行業に従事していたが、当初これを否認していた。同年11月18日には「半年ほど前までは従事していた」と述べ、指導指示書を手交された同年12月7日に、現在まで継続して従事していること、収入申告をしていないことを認めた（回答書添付資料2-3及び2-5）。

なお、処分庁は、平成29年1月中に請求人の就労調査を行い、平成28年4月ないし同年11月分の収入不申告を認定し、生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第78条に基づく返還決定処分を行った（回答書添付資料2-11ないし2-17）。

また、処分庁は平成29年2月以降は収入申告書等により、継続して請求人の運転代行業への就労による収入認定を行ってきた（回答書添付資料2-17ないし2-20ほか）。

(2) 以前の減額処分について

ア 第1処分について

(7) 平成29年9月11日、処分庁は請求人が運転代行業者の自動車を運転し処分庁駐車場から退出するところを現認した（回答書添付資料2-27及び2-31）。

(イ) 同年9月14日、処分庁は診断会議において、法第27条の文書指導指示違反として法62条第3項の規定により、生活費Ⅰ類額30,580円を同年10月1日から2か月間削除（減額）する変更処分の目安を決定、同年9月25日に請求人に対し弁明の機会を付与した後、同月28日付けで第1処分を行った（回答書添付資料2-27ないし2-35及び3-1）。

(ウ) 処分庁は、指導指示違反が軽微であるため、生活費一類額の削除（減額）する変更処分に止めたが、請求人に就労収入や障害加算があることを理由に、期間について2か月とすることを決定した（回答書添付資料2-31及び2-32）。

(エ) 処分庁は弁明の機会を付与した際に、請求人から、通院に運転代行業者の車両を使用したいとの申し立てがあったが、月1回と通院頻度が低

く、「まずは障害者加算で補うよう、緊急時には救急車を使用するように話している」、「バスやタクシーの障害者割引制度を案内」、「通院移送費と通院時の自動車運転について、再度、必要であればいつでも申請は可能である」などと説明した（回答書添付資料2-34及び2-35）。

(イ) 処分庁は、減額処分期間中の平成29年11月24日に請求人の運転を現認。請求人は、私用の運転ではなく業務としての運転であると弁明。また、処分庁は、運転代行業者が、請求人宅で業務用車両を保管させることがあることを確認した（回答書添付資料2-39）。

イ 第2処分について

(ウ) 令和元年6月7日、処分庁は請求人が保護費の窓口受給時に勤務先の車両の運転を現認した（回答書添付資料2-51）。

(エ) 同月18日、処分庁は、請求人の主治医から、請求人の運転能力に問題はなく、運転代行業への就労も可能と回答を得た（回答書添付書類2-51）。

(オ) 同年7月8日、処分庁は、請求人が通院のため運転したことを現認した。（回答書添付資料2-53）

(カ) 同月12日、処分庁は、心機能障害1級の障害者や家族が所有する自動車は軽自動車税の減免対象となることを確認したが、請求人の場合には、現段階では対象外と判断した（回答書添付資料2-57）。

(キ) 同日、処分庁は、診断会議において請求人の自動車保有・運転の可否について検討し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第3の3の(2)（保有が認められる事業用品）や課長通知の第3の間9の答(4)（当該勤務に伴う収入が通勤に使用する自動車の維持費を大きく上回ること）、及び課長通知の第3の間12の答1の(2)（公共交通機関や他法サービスの利用が困難な障害者の通院に使用する自動車の保有）に該当しないとして保有を認めないことを決定した（回答書添付資料2-56）。

(ク) 同月16日、処分庁は、請求人に「障害者加算がついているため、公共機関を利用するように」、「仕事の際にもなるだけ送迎をお願いするように」と伝え、請求人の運転については、「保護受給者であり、他受給者との均衡を図るためや請求人の自立のため運転は認められない」、「友人の急病など、外出先等でどうしても運転しないといけない状況になった場合には、運転する前に担当まで連絡を行うように」と伝えた（回答書添付資料2-58）。

(ケ) 同月23日、処分庁は、診断会議により、文書指導指示に反しているとして、生活費Ⅰ類額32,803円及び障害者加算24,470円を同年8月1日から2か月間削除（減額）する変更処分の目安を決定し、同年7月24日に弁明の付与通知書を請求人に交付した（回答書添付資料2-61ないし同2-67）。

(コ) 弁明の機会の付与通知書を交付した2日後の同月26日、処分庁は請求人が請求人の兄（以下「兄」という。）の自動車を運転するところを現認し、請求人は通勤するために使用したもので、通勤も仕事の一環であると主張した。処分庁はこの通勤も認められないとして、送迎やタクシーを利用するように指示した（回答書添付資料2-68）。

(ケ) 同月30日、処分庁は、請求人に対し弁明の機会を付与した後、同日に診断会議により第2処分を決定し、翌31日に請求人に対し、保護変更決定通知書を手交した（回答書添付資料2-68ないし2-74及び3-2）。

(コ) 処分の程度の決定について処分庁は、日常的に自動車運転を行い、これを意図的に隠蔽していると見受けられるため、前回よりも重い処分とすべきだが、停・廃止の処分は重すぎると判断したものとしている（回答書添付資料2-65及び2-73）。

ウ 第3処分について

(ア) 第2処分の期間中である令和元年9月2日、処分庁は、請求人が兄の自動車を運転しているのを現認し、請求人は兄の運転で通院した帰りに兄の家で夕食をとり、兄が体調が悪くなったため、自分で運転して帰ったものと主張した（回答書添付資料2-78）。

(イ) 同月10日、処分庁は、診断会議において、請求人が文書指導指示に反しているとして、生活費Ⅰ類及びⅡ類額69,550円と障害者加算額24,940円を同年10月1日から1か月間削除（減額）する変更処分の目安を決定し、同年9月17日に弁明の機会を付与した後、同日に診断会議により第3処分を決定した（回答書添付資料2-78ないし同2-94）。

(ウ) 処分の程度の決定について処分庁は、過去の処分を踏まえても停廃止は重すぎるとしたが、一向に指導指示が守られないため前回より重い処分とし、期間は1か月に短縮したものとしている（回答書添付資料2-84）。

(エ) 同年9月26日、処分庁は、請求人に対し、保護変更決定通知書を手交した際の請求人からの、「食事も今でも食べないで生活している為、これ以上お金が減ったら生きていく心地がしない」と訴えに対し、兄から請求人への食事支援や通院支援を行うとの確認がとれているので、兄など扶養義務者を頼ることも検討するよう助言した（回答書添付資料2-94及び3-3）

(オ) 同月30日、処分庁は、兄世帯の扶養調査を行い、兄世帯のほうが生活に余裕はなく、継続した支援は難しいと聴取した（回答書添付資料2-95）。

(3) 本件処分について

ア 処分に至る経過

(ア) 処分庁は、令和2年1月9日の請求人の来庁時に、同月10日の請求人の通院途中及び同月27日に請求人が請求人宅近くの店舗駐車場において、請求人の兄の子が所有する自動車の運転を現認し、請求人の兄が車の合鍵を請求人に預けていることも聴取した（弁明書3、同添付資料1-1ないし同1-5）。

(イ) 同年2月6日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人に対し文書指導指示違反による生活保護停止処分とする目安を決定し、同月17日、請求人に対し弁明の機会を付与した上で、同日の診断会議により本件処分を決定し、同月20日に請求人に対し本件処分決定通知書を手交した（弁明書3、同添付資料1及び1-7ないし1-20）。

イ 処分理由及び処分の程度について

(ア) 処分庁は、前記アの(イ)に記載した診断会議等において、①請求人は、

心機能障害を患っているが、5、6 km離れた勤務先まで歩いて通勤していると請求人自身から聴取していたこと、②請求人の就労頻度が月3回程度と少ないこと、③請求人の住宅から徒歩10分ないし19分の圏内に駅やバス停があり公共交通機関の利用が著しく困難とはいえないこと、④障害者割引を利用して安価に40分程度で公共交通機関で通勤できること、⑤兄から通院時や来庁時には送迎していると聴取したこと（弁明書8頁の4の(2)の⑥、⑧ないし⑩）から、請求人の自動車保有は認められないと判断した（弁明書7頁下段）。

(イ) 処分庁は、平成28年12月に行った文書指導指示は、継続して有効であるとして、請求人が行った前記アの(ア)の(7)の運転は、文書指導指示事項である「事前に福祉事務所が認めた以外の運転をしないこと」に、繰り返して反していることを処分の理由とした（弁明書6頁下段）。

(ロ) 処分庁は、処分の程度を保護停止と決定したことについて、以前の減額処分の後にも継続して口頭指導を行ったにもかかわらず、請求人が自動車の運転を繰り返したことから、課長通知の第11の問1の答2に示される、「1（保護の変更）によることが適当でない場合は保護を停止することとし」に該当すると判断したものである（弁明書7頁中段）。

ウ 請求人の生活が急迫することはないとした判断について

(ア) 処分庁は、生活が急迫した状況とは、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発0330001号厚生労働省社会・保護局保護課長通知。以下「運営手引」という。）のⅠの1の(1)に示された「生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」とし、これを把握するためには「手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、負債、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等（中略）を的確に把握することが必要」であると認識していた（回答書4頁前段）。

(イ) 処分庁は、前記アの(イ)に記載した診断会議等において、①請求人よりライフラインの滞納や金銭貸借はしていない旨を聴取したこと、②請求人の一月あたりの収入は、就労収入、年金収入、年金生活者支援給付金収入を合わせて、約4万円の収入が見込め、家賃分を賄うことが可能なこと、③令和元年8月から、複数回にわたり兄が請求人に対して生活上の支援が可能であると聴取できていること、実際に請求人が兄から食料の提供を受けていることを確認したこと、④請求人は心機能疾患を患っているが、医療費の負担については、重度心身障がい者医療費等助成制度を利用することが可能であり、通院の送迎は兄が支援していると聴取したこと（弁明書7頁及び8頁の4の(2)の①ないし③及び⑤）などから、本件処分により請求人が直ちに急迫した状況に陥ることはないと判断した（弁明書8頁下段）。

(ロ) 令和2年2月20日、処分庁は、請求人に対し、本件処分通知書を手交した際の請求人からの「家賃分だけでも支給して欲しい。停止になると生活が困難である。」のと訴えに対し、年金や年金生活者支援給付金、給料等の収入があること、2月の保護費を少し貯金し、やりくりをするように説明した（弁明書5頁の3の(16)）。また、この時点で処分庁は、請求人の手持金等について確認を行っていない（回答書4頁の質問3-2）。

(イ) 同年3月4日、請求人は、国民健康保険への加入と、重度心身障がい者医療費等助成制度の申請手続を行った。また、同日、処分庁は、に請求人の兄から送迎や食事の支援が可能と聴取し、同月11日にはライフラインの滞納がないことを聴取、同月24日には兄からの食事提供や2月支給の年金等でなんとかやりくりしていると聴取したことから、請求人の生活が窮迫した状況にはないことを確認していたとしている（回答書添付資料2-98及び2-99）。

3 本件処分の妥当性について

(1) 借用した自動車の運転行為を禁止したことについて

請求人に対する文書指導指示、以前の減額処分及び本件処分の理由となったのは、請求人が他者所有の自動車を借用して繰り返し運転した事実である。

法令等には、生活保護受給者の自動車「保有」の制限について規定されており、「運転」の禁止についても問答集の問3-20（他人名義の自動車利用）において、「生活保護における資産の保有」とは、「最低生活の内容としてその保有又は利用をいうものであって」、「所有権が他の者にあっても、その資産を現に占有し、利用することによってそれによる利益を享受する場合も含まれるもの」であり、「自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないもの」であるとされている。

その上で、局長通知の第3の3の(2)においては、「世帯員が現に最低生活維持のために利用している」事業用品（自動車もこれに含まれる）については保有を認めるものとされ、課長通知の第3の問9（通勤用自動車の保有）及び第3の問12（障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車の保有）では、「社会通念上処分させることを適当としないもの」として自動車の保有が認められる場合を具体的に示しており、この場合に相当する「占有して利用する」自動車の使用もまた許容されるものと解されている。

(2) 文書指導指示の妥当性について

ア 処分庁は、文書指導指示を決定した際に、請求人は、課長通知の第3の問12及び問答集の問3-16（公共交通機関の利用が著しく困難な地域）の例に該当せず、自動車の保有を認められる場合に相当しないと判断していることから、この判断について以下に検討する。

(ア) 請求人は、心臓大動脈弁を人工弁に置き換えたことにより、直ちに1級の障害認定を受け、自動車税の減免を受けられる程度の障害があったわけであるから、課長通知の第3の問12の1（障害者が通院等のために自動車を必要とする場合）に該当しないか丁寧に検討する必要があるものと認められる。

(イ) 課長通知の第3の問12の答の1の(2)に示される、通院に公共交通機関の利用が困難でタクシー利用が認められる程度の身体機能（特に歩行機能）の障害の状況があるかどうかは、タクシー利用による医療移送費の認定の例にならい主治医の医療意見によるべきとも考えられるが、処分庁が請求人の身体機能（特に歩行機能）について主治医に照会等した証拠書類は示されていない。

処分庁は、請求人からの聞き取りのみで、請求人の身体機能（特に歩行機能）に問題ないと判断したものと見受けられるが、当時請求人は、秘匿したまま運転代行業に従事し就労収入申告を忌避していたことか

ら、その発覚を防ぐためと、同業務上の運転までも禁止されることを恐れて、身体機能（特に歩行機能）に問題ないと申し立てていた疑いを排除できず、また、口頭で指導指示を受けた際には、「病院からの呼び出しや、自身の体調が優れない場合には通院のために運転していた」と弁明していることからしても、請求人の申し立てのみではなく、主治医に医療意見を照会等し公共交通機関の利用が困難な身体状況か丁寧に判断すべきであったものと考えられる。

(ウ) 処分庁からは、請求人が通院時に他の送迎サービスや、兄等の送迎を受けられるか確認した証拠書類は示されていないが、請求人が使用した自動車は、運転代行事業者から貸与され占有していた軽自動車であったのであり、これに係る請求人の維持費の負担等の状況についても丁寧に確認する必要があったものといえる。

(エ) 処分庁は、前記2の(1)のキのとおり、診断会議で請求人の自動車の保有は認められないと判断しているが、同会議の記録では課長通知の第3の問12及び問答集の問3-16のいずれにも該当しないとの記載はあるものの、課長通知の第3の問12の1の答に示された5つの要件それぞれに対する該当・非該当の判断も含め、これらの詳細な検討状況等は記載されておらず、処分庁の判断過程が明らかにされていない。

(オ) 以上のことから、請求人が課長通知の第3の問12の1に該当するかどうかについて、提出された証拠書類からも処分庁が十分に検討を尽くしたとまでは認めることはできないものであり、心臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持する請求人が通院等に使用する自動車の保有が認められる場合に相当しないと判断した処分庁の判断は、妥当性を欠くものではないと言いきることができないものと言わざるを得ないものである。

イ 処分庁は、文書指導指示の決定に当たって、課長通知の第3の9の2及び3に関連する問答集の問3-16の例に該当するかどうかについては検討したとしているものの、課長通知第3の問9に示される、「通勤用自動車の保有」が認められる場合に相当するかどうかについては、検討したとする証拠書類が示されていないことから、このことについて、以下に検討する。

(7) 請求人が指導指示書を交付された日まで、運転代行業に従事していることを否認していた状況にはあったが、処分庁は、請求人が運転代行業に従事しているとの外部情報に基づき調査を開始し、運転代行業者が所有する自動車を運転した行為を指導指示の対象としたわけであるから、文書指導指示の決定に当たっては、当該従事業務の内容と通勤への自動車の使用状況についても十分に調査し、通勤用自動車の保有が認められる場合に相当しないか確認検討の必要があったものと認められる。

(4) 請求人は、心臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持し、継続的に深夜に及ぶ運転代行業務に従事していたとすれば、課長通知の第3の問9の1の障害者が自動車により通勤する場合や課長通知の第3の問9の4の深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合に該当する可能性があり、通勤用自動車の保有を認められる場合に相当する可能性を否定できないのであるから、これについて検討しないまま直ちに文書指導指示を行ったことは、妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである。

ウ 処分庁は、前記2の(1)のウのとおり、請求人の平成28年10月28日の1度

の自動車運転行為の現認により同年11月15日に口頭指導を行っているが、当該口頭指導は、査察指導員同席のもとで行われているものの、運営手引のⅠの(1)のアにある「組織として対応を協議」された上での法第27条による口頭指導であったのか確認できる証拠書類は示されていない。

また、文書による指導については、運営手引のⅠの(2)で、「一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。」とされているところ、処分庁は、前記2の(1)の工のとおり請求人の口頭指導日当日帰宅時の運転行為の現認1回をもって、同年12月6日の診断会議で文書指導指示を決定している。請求人が自動車運転と運転代行で就労しているとの通報があったこと、口頭指導日当日の帰宅時に堂々で行われた運転行為の現認を受けての対応であったとは考えられ得るものの、法による指導指示を行う上では拙速な対応だったと言わざるを得ないものである。

エ. 文書による指導については、運営手引のⅠの(2)で、「一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。」とされているところ、処分庁は、前記2の(1)の工のとおり請求人の口頭指導日当日帰宅時の運転行為の現認1回をもって、同年12月6日の診断会議で文書指導を決定している。請求人が自動車運転と運転代行で就労しているとの通報があったこと、口頭指導日当日の帰宅時に堂々で行われた運転行為の現認を受けての対応であったとは考えられ得るものの、法による指導指示を行う上では拙速な対応だったと言わざるを得ないものである。

また、同日の診断会議の記録に添付された指導指示書(案)(回答書添付資料2-9)における請求人の自動車運転の現認日は同年10月20日(手書きで28日と修正されている。)となっているが、前記2の(1)のオのとおり、請求人の受領サインがある指導指示書(弁明書添付資料1-13)では、ケース記録でも請求人に電話したが不在とのみ記載のある同年11月7日となっている。処分庁はその後も、この指導指示書は有効なものとして以前の減額処分及び本件処分を行っているが、請求人が受領サインをしてはいるものの、仮にこの記載が誤りであるのであれば、その有効性も含め、組織的な決定手続及び文書指導指示自体に重大な瑕疵があったものと言わざるを得ないものである。

オ. 履行期限を定めた指導指示については、運営手引のⅡの4の(1)において、「長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示し行うこと」とされている。処分庁は、文書指導指示の指示事項である「当福祉事務所が認めた以外に自動車の借用、保有および運転を行わないこと」の「当福祉事務所が認めた」とは、事前の連絡により「特段の緊急かつ妥当な理由」があると認められるものとしており、運転代行業務中の運転使用は含まれていなかったわけであるから、請求人が運転代行業に従事していることが明らかになった時点で、当該指示事項は処分庁が特段の緊急かつ妥当な理由以外で自動車の運転を認めた場合は、例えば運転代行業務中に限り認め、事業所への通勤は含まないと明示するなど請求人の認識誤り(「今から仕事へ向かう為、運転して良いと自分なりに解釈していた」、「通勤の為になら運転して良いと思っていた」(回答書添付資料2-68))に

もつながらないようきちんと見直すべきであったと言わざるを得ないものである。

カ 以上のことから、処分庁が行った文書指導指示は、処理手順も含め十分な検討が尽くされたものとは言うことはできず、また、指示事項も見直すべきであったと言わざるを得ないものであるから、法第27条第1項及び第2項に定める「保護の目的達成に必要な」「必要の最小限」に止めたものとは言うことはできず、妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである。

(3) 以前の減額処分の妥当性について

処分庁が行った以前の減額処分3件は、前記の(2)で述べたとおり、妥当性を欠いているものと言わざるを得ない文書指導指示に反したことを理由に行われていることから、処分の適否について疑義があると言わざるを得ないが、本件審査請求の対象となる処分ではないので、本審理において、各処分自体の適否について判断するものではない。しかしながら、以前の減額処分を受けていたことで、本件処分の程度が保護の停止という重いものとなっていることから、以前の減額処分を行った際の判断について、仮に文書指導指示が適正なものであったとしても疑義がある点について、以下に述べる。

ア 処分庁は、請求人からの通院時に運転代行業者の所有車を使用したいとの申し出を認めなかったが、この際にも請求人の身体機能(特に歩行機能)の障害について主治医に意見を求めている。

なお、処分庁は、請求人の運転代行業務への就労自体を不安視し、請求人の運転能力については主治医へ意見照会しているが、歩行機能については照会した証拠書類が示されていない。

また、処分庁は、請求人に対し「障害者加算分でタクシー代を賄えるから通院時の自動車運転は認めることができない」と説明している。しかし、障害者加算は、障害者は健常者に比べ最低生活を維持するための費用が多くかかることから、最低生活費に加算されているものであり、通院に要する費用は、最低生活費からではなく、事前の承認のもとに医療扶助の移送費で支弁すべきものである。また、タクシー利用による医療移送費を認定する場合には、主治医の医療意見を求める必要があることからしても、これらの確認検討をしないまま障害者加算があることをもって直ちに通院時の自動車使用を認めない理由とすることはできないものと考えられる。

イ 処分庁は、証拠書類上、第2処分の決定の際に初めて、請求人が課長通知の第3の問9の通勤用自動車の保有が認められる場合に当たるか検討しているが、該当しないと判断している。その理由として、請求人の障害は、軽自動車税減免の対象となる程度にあるが、請求人は現状では対象とならないことや、就労に伴う収入が通勤に使用する自動車の維持費を大きく上回っていないこと、公共交通機関の利用が可能なことなどを挙げているとみられるが、少なくとも請求人には自動車税減免の対象となる重度の心臓機能障害があり、深夜に及ぶ運転代行業務に従事していることから、この時間帯等においては徒歩や公共交通機関で通勤することは困難であるともみられ得る。また、請求人には駐車場費用として月3,000円の負担や借用した自動車の所有者に対する使用料等の支払いがあるものの、運転代行業者の業務用車両や兄や友人らの所有車を利用していることにより、車両の維持に要する費用の負担は低額に止まっているともみられ得る可能性も

否定できず、前記(2)のアの(ウ)のとおり、詳細な負担等の状況については丁寧に確認する必要があったものといえることから、直ちに当該車両を占有して通勤に使用することを認めないとした処分庁の判断には、疑義があると言わざるを得ないものである。

ウ 処分庁は、処分の程度について、指導指示違反が軽微であり、保護停止や廃止は重すぎるとして、必要最小限の減額に止めたが、違反を繰り返したため、段階的に減額幅を大きくしたものとしている。一方、減額期間については、請求人に就労収入があることなどを理由に第1処分及び第2処分は2か月としている。しかしながら、最低生活費の減額は、請求人の生活の維持に大きく影響することから、最小限に止めるべきであり、最初の1か月で指示違反がなければ、その時点で減額はやめるべきものであったと思われる。

エ 処分庁は、減額変更処分によって、請求人の生活状態が急迫することはなかったとしているが、減額されれば当然に最低生活の維持に支障を来すものであり、請求人には、重度の心臓機能障害があることから、健康的な生活の維持には特に配慮が必要と考えられるが、第2処分と第3処分は連続して3か月にわたり行われ、特に第3処分は住宅扶助を除く大半を減額しほぼ保護停止に近い処分となっており、請求人の生活が急迫した危険性が全くないと言うことはできないことから、処分庁がこの点について十分に検討したと言うことはできない。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分も、以前の減額処分と同様に文書指導指示に反したことを理由として行われたものであるが、前記(2)で述べたとおり、文書指導指示は妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものであるから、これに反したことを理由とした本件処分についても妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである。

イ 処分庁は、本件処分に当たっても、前記の2の(3)のイの(ア)のとおり、請求人は自動車保有が認められる場合に当たらないと判断しているが、請求人は、この時にも心臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持し、深夜に及ぶ運転代行業に従事していたわけであるから、少なくとも課長通知の第3の問9の通勤用自動車の保有が認められる場合に相当していた可能性が否定できないものである。

処分庁は、請求人から「5、6km歩いて通勤した」と聞き取ったことを根拠にして、請求人は公共交通機関の利用が可能な程度の身体機能(歩行機能)があると判断しているが、請求人が、重度の心臓機能障害を負っている以上、この申し立てだけで判断することは危険であり、また前記(2)のアの(イ)のとおり、請求人が、通勤時に禁止されている自動車運転をしていることを秘匿あるいは否認するためにこのように述べた疑念が拭えず、主治医の医療意見を照会することなく行ったこの判断が、妥当なものと言うことはできない。

また、深夜の退勤時にも送迎や障害者加算によるタクシー利用が可能だから、通勤に自動車利用を必要とする場合に当たらないと判断しているが、本件処分時においては詳細な送迎の事実を確認しておらず、障害者加算の活用は、前記の(3)のアの(イ)のとおり理由とできない。

したがって、請求人の身体機能や勤務状況を十分に確認しないまま、通

勤に自動車の使用が必要ではないとした処分庁の判断は、妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである。

ウ 本件処分の対象となった請求人の運転行為は、通院途中を含む前記の2の(3)のアの(ア)の3件であるが、前記の(1)ないし(3)で検討したとおり、請求人が自動車の保有を認められる場合に相当する可能性を明確に否定できない以上、少なくとも通院途中の運転行為を含めて、処分庁が保護停止という重い処分の対象としたことについては、妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである。

エ 本件処分の程度は、以前の減額処分による効果がなかったことから、より重い停止処分としたものである。確かに請求人は、これまでに収入申告を忌避した、指導指示違反を繰り返したなど、規範意識の希薄さは否定できないが、前記(3)のとおり、以前の減額処分が妥当性を欠いたものであったと言わざるを得ないものである以上、本件処分の程度も重すぎるものと言わざるを得ないものである。

オ 処分庁は、請求人には就業収入があり、家賃や電気水道等のライフラインの滞納がないこと、兄からの食事支援があったことなどから、保護の停止によって請求人の生活が急迫していないと判断したとしているが、処分庁は、支給停止時点において請求人の手持金の状況を確認しておらず、家賃やライフラインの支払いを優先したとすれば、請求人の主張のとおり手持金が尽きることは十分に想定されたところである。手持金の欠乏により、請求人が、食事制限をしたり、保護停止により国民健康保険に移行したことから医療受診をためらうなどの懸念があり、重度の心臓機能障害を負っている請求人が、健康的な生活の維持を阻害された可能性だけではなく、急迫した状況に陥る可能性がなかったということはできない。また、処分庁は、前記2の(2)のウの(オ)のとおり、兄から兄世帯のほうが請求人よりも生活に余裕はなく、継続した支援は難しいと臆取している。

したがって、処分庁のこの判断は、万が一にも請求人が急迫した状況に陥った場合には、停止期間中であろうと保護を再開（停止解除）することで対応することは可能であるとの弁明はあるものの、必要な慎重さに欠けるものと言わざるを得ず、この判断に基づき行われた本件処分は、法第3条に定める「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなくてはならない」との規定に抵触する疑いがあると言わざるを得ないものである。

4 理由のまとめ

請求人は、自動車の保有が認められる場合に相当する可能性が明確には否定できず、処分庁が十分な検討を尽くしたものとまでは言うことができない状況で請求人の口頭指導後1回の運転行為を不適事項として直ちに文書指導指示を行ったことは妥当性を欠いているものと言わざるを得ず、また、指示事項も見直すべきであったと言わざるを得ないものであるであった。文書指導指示が妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである以上、当該文書指導指示に反したことを理由として行われた本件処分も妥当性を欠いているものと言わざるを得ないものである。

また、妥当性を欠いているものと言わざるを得ない文書指導指示に基づき行われた以前の減額処分を受けていたことを理由に、本件処分の程度を保護停止

としたことについても妥当性を欠いているものと言わざるを得ず、さらには、慎重さを欠いた判断により、請求人の生活を急迫した状況に陥らせるおそれがあった本件処分は、法に抵触する疑いがあると言わざるを得ないものである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月26日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



（教示）

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。